

がんばる中小企業・個人事業主の皆様を応援します！

海老名市中小企業振興支援事業 — 補助金制度のお知らせ —

海老名市では、市内で操業する中小企業・個人事業主の皆様が持続的に発展されることを目的に補助金制度を実施しています。

令和3年度は“ホームページ制作・リニューアル”の委託費用に対する補助メニューを新設し、電子媒体による情報発信を支援します。

ホームページ制作・リニューアル事業

ホームページの制作又はリニューアルの委託に要する費用を支援します。

NEW !!

求人広告掲載事業

広告媒体に従業員の募集を目的とした記事を掲載する費用を支援します。

展示会等出展事業

製品・技術PRのための、展示会出展(オンラインを含む)を支援します。

生産性向上等の設備導入事業

生産性向上・合理化等のための加工等の機械器具装置及び生産補助設備の導入にかかる費用を支援します。

産業財産権取得事業

産業財産権(特許・実用新案・意匠・商標)の取得を支援します。

環境施設設置事業

LED照明、業務用生ごみ処理機など、環境施設の設置を支援します。

依頼試験等実施事業

神奈川県立産業技術総合研究所への依頼試験等の実施を支援します。

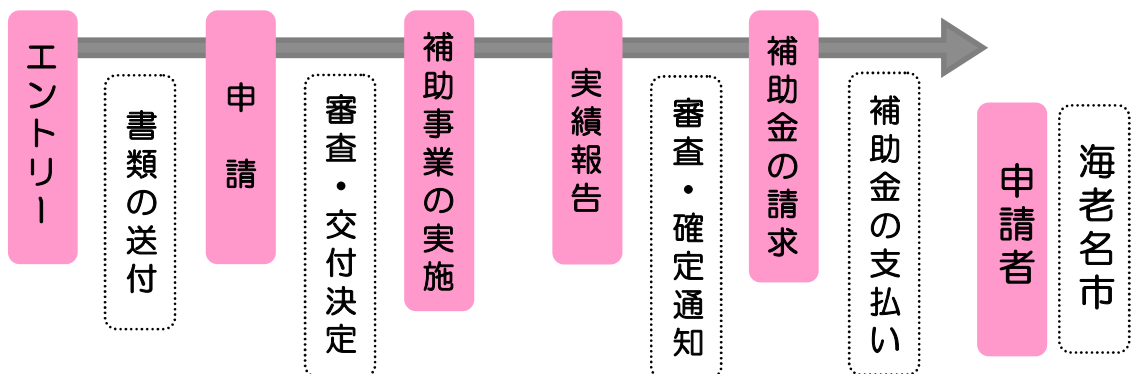
人材育成事業

地方公共団体及び公益法人が主催する研修等への参加を支援します。

ISO等認証取得事業

ISO等(9000 シリーズ・14001)、エコアクション 21、エコステージ、KESの認証取得を支援します。

<手続きの流れ>



申請に際しては、経済環境部商工課(046-235-4843)までご相談ください。

申込期限や事務手続き等について、ご案内いたします。

「海老名市中小企業振興支援事業」の概要について

支援メニュー		補助金額
ホームページ制作・リニューアル事業		ホームページの制作又はリニューアルの委託に要する費用の1/2(上限:15万円)
求人広告掲載事業		広告掲載料の1/2(上限:10万円) ※1回の契約額とし、記事の掲載回数及び期間は問わない
展示会等出展事業		展示会等出展に要する出展料、会場設営費等の費用の1/2(上限:15万円)
生産性向上等の設備導入事業		50万円 ※総事業費1,000万円以上
		20万円 ※総事業費500万円以上1,000万円未満
産業財産権取得事業		産業財産権の取得に要する費用(特許庁や弁理士等に支払う費用)の1/2(上限:10万円)
環境施設設置事業	(LED照明設備)	1施設につき20万円 ※総事業費50万円以上のものに限る
	(業務用生ごみ処理機)	設置に要する費用(購入及び施工費用)の3/4(上限:100万円) ※総事業費50万円以上のものに限る
	(雨水活用施設)	1施設につき50万円(有効貯水量10立方メートル以上)
	(太陽光発電施設)	1施設につき40万円(発電能力10キロワット以上)
	(風力発電施設)	1キロワットにつき3万円(上限:50万円)
	(屋上緑化) (壁面緑化)	次のいずれか低い方の額(上限:100万円) (1)屋上緑化した面積1㎡当たり2万円を乗じて得た額若しくは壁面緑化1㎡当たり5千円を乗じて得た額(又は合計額) (2)緑化に要した費用の1/2の額
依頼試験等実施事業		依頼試験や機器使用に要する手数料・使用料の1/2(上限:10万円)
人材育成事業		研修等の受講料の1/2(上限:5万円)
ISO等認証取得事業		認証取得に要する費用の1/2(ISO・JISQ(9000シリーズ・14001))は上限50万円、エコアクション21・エコステージ・KESは上限20万円)

※補助金交付の申請は、年度内に1回のみ申請可能(ただし、人材育成事業は3回もしくは3人、依頼試験等実施事業はのべ3回まで申請可能)

※環境施設の設置については、年度に係わらず、1施設につき1回のみ申請可能(次年度以降に他の環境施設を設置した場合は申請可能で)

※「業務用生ごみ処理機」の設置補助のみ、同一年度内に他の支援メニューとの併用可能

補助対象者

市内で操業している中小企業者(個人事業主を含む)及び中小企業者で構成する団体で、以下の要件を全て満たすもの。

- ◆納期限の到来した市税を完納していること。
- ◆市内において1年以上継続して同一事業を行っていること。

